

税 理 士 法 人 和
 社 会 保 険 労 務 士 法 人 和
 一 般 社 団 法 人 和

July, 2015

なごみ便り

大阪 〒540-0012 大阪市中央区谷町3-1-9MG 大手前ビル6F
 Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118
 東京 〒102-0075 東京都千代田区三番町5番地40・6F
 Tel 03-3239-5490 Fax 03-3239-5491

www.101dog.co.jp

結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度

平成27年度税制改正において、両親や祖父母の資産を早期に移転することを通じて、子や孫の結婚・出産・子育てを支援するため、「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度」が創設されました。

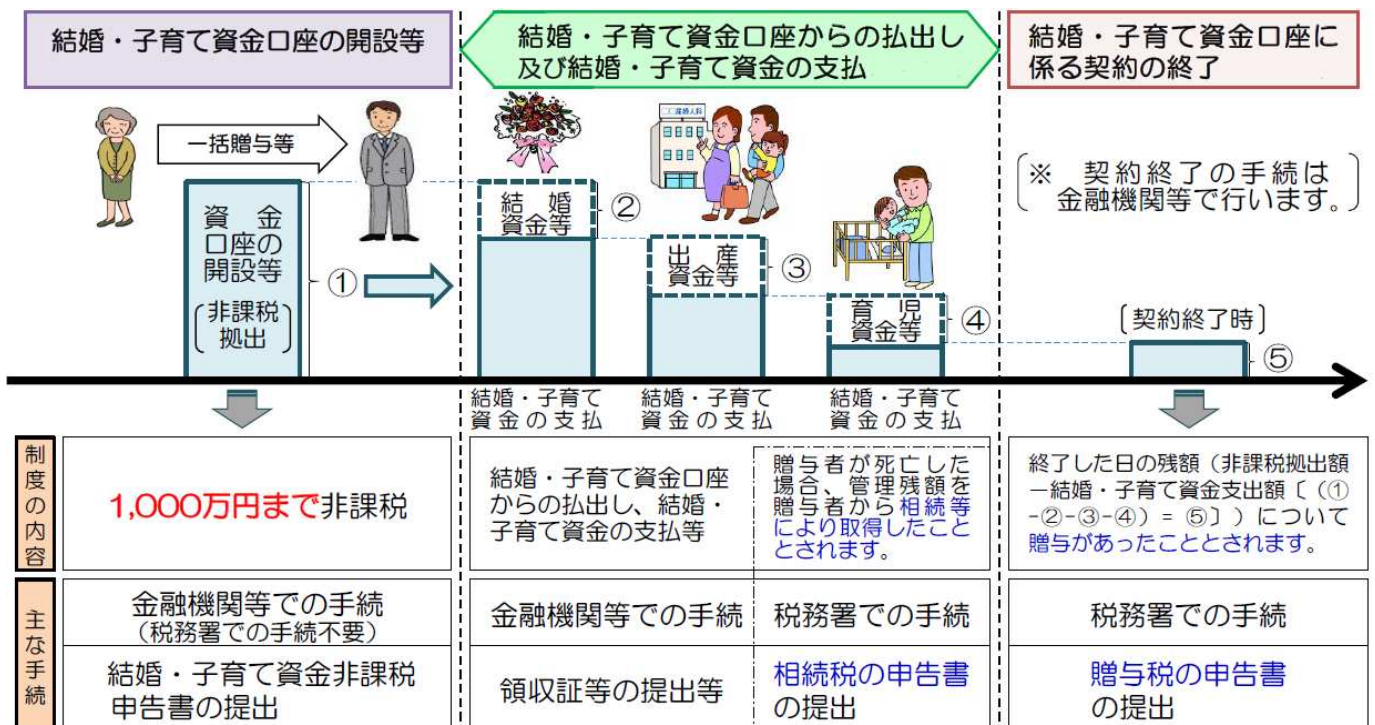
(1) 制度の概要

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に、20歳以上50歳未満の方が、金融機関等との一定の契約に基づき、その父母や祖父母から結婚・子育て資金を贈与により取得した場合に、1,000万円（結婚に際して支払う金銭については300万円）を限度としてその贈与税が非課税となる制度です。

(2) 一括贈与の手続き

「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税制度」と同様に、金融機関と「結婚・子育て資金管理契約」を締結後、金銭の預入等をし、金融機関等の営業所等を経由して結婚・子育て資金非課税申告書を提出することにより贈与税が非課税となります。

また、資金を金融機関の専用口座から引き出すときは、一定期間以内に結婚・子育て費用となる「領収書等」を金融機関等に提出する必要があります。



(3) 非課税となる結婚・子育て費用

結婚・子育てに要する費用のうち非課税の対象となるものは、以下の通りです。

非課税となるもの

- ◆ 挙式・結婚披露宴に必要な費用
- ◆ 結婚により新たに物件を賃借する際に要する賃料・敷金・共益費・礼金・仲介手数料等や引っ越し費用
- ◆ 不妊治療に要する費用
- ◆ 妊婦健診・出産・産後ケアに係る費用
- ◆ 小学校就学前の子に要した医療費
- ◆ 幼稚園・保育所等の入園料・保育料(ベビシッター費用含む)

非課税とならないもの

- ◆ 婚活に要する費用
- ◆ 結納、婚約指輪・結婚指輪の購入費用
- ◆ エステ代、新婚旅行費用
- ◆ 不妊治療・妊婦健診・出産のために遠隔地や海外に渡航するための交通費や宿泊費



贈与後の注意点

この非課税制度の適用後においても、相続税又は贈与税の申告を必要とする場合がありますので、注意が必要です。

(1) 受贈者が50歳に達したとき

受贈者が50歳に達したときに、結婚・子育て資金の残額がある場合は、その残額については贈与税が課税されます。

(2) 契約終了前に贈与者が死亡した時

贈与者が契約期間中に死亡した場合は、結婚・子育て資金の残額について、相続税の課税対象となります。

なお、この非課税制度と「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度」とを併用することも可能です。ただし、子の育児に係る費用については、教育資金贈与の特例と対象範囲が重複する部分がありますが、一回の支払について、教育資金贈与の特例と重複して払い出すことはできませんので、ご注意ください。

(文章担当: 岸口、中村)

～頭の体操なぞなぞコーナー～

今月のなぞなぞを出題します。解答は次月のなごみ便りに掲載いたしますので、ぜひ挑戦してみてください！

Q. アメリカは<D>、イタリアは<E>、韓国は<W>、では、日本は<?>

先月のQ. 動物さん達が作った部活で、費用を集めたりする会計担当になったのは次の中のどれ? 「ネコさん、ブタさん、ウシさん」

先月の答え: ブタさん (部費(ブヒ)を集めるから)